

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小美玉市長 島田 幸三

市町村名 (市町村コード)	小美玉市 (236)
地域名 (地域内農業集落名)	竹原地区 (竹原、竹原下郷、竹原中郷、中野谷、上馬場、小曾納、花野井、中台)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>■現状【令和5年度末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手(認定農業者)の人数 31経営体(うち70歳以上11経営体) <p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、担い手不足。 ・生産コストが高騰している。 ・農地整備が進んでおらず、条件の悪い農地が多い。 ・耕作放棄地が増加している。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアを活用し担い手、雇用を確保する。 ・自動運転、ドローン等を活用し、スマート農業を推進する。 ・新たな受託組織を設立し、大規模農業の実現を図る。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	736 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	736 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模でも営農継続できる農業で多様な農業を保証する。 ・品目ごとに集積し、作業しやすくする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備(国県事業)の実施を目的とする中間管理機構を活用し、集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農家に負担の少ない形での基盤整備を実施する。 ・区画の拡大や整理を進める。 ・排水対策、かん水施設を整備する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・機械導入に対して支援する。 ・地域の担い手となる受託組織法人を設立する。 ・新規就農に対して支援する。 ・集落営農ができるよう、定年退職者の地域で就農できるようにする。 ・機械、施設の共同利用ができるようにする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・JAによる農用地の受委託を促進PRする。 ・JA、任意組織を中心に、地域ごとに受託法人を設立する。 ・受託組織への機械施設の支援する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--